

報 告 書

令和6年2月12日

一般社団法人全国コミュニティ財団協会
会長 山田 健一郎 様

漣法律事務所
弁護士 近 藤 陽 介
TEL:03-6432-9460 FAX:03-6432-9461
Email:y-kondo@sazanami-law.com



【案件の表示】

一般社団法人全国コミュニティ財団協会（以下、「当協会」という。）が実施した以下の3事業について

- ① 2016年度「地域の資金循環と課題解決を目指したコミュニティ財団（CF）の機能強化事業」
- ② 2017年度「社会的投資時代の新水準に合致したコミュニティ財団セクターの機能強化」
- ③ 2018年度「社会的投資時代の新水準に合致したコミュニティ財団セクターの機能強化事業」

【報告事項】

第1 事実経過

- 1 当協会は、事業①について2017年4月15日、事業②について2018年4月13日、事業③について2019年4月12日に、公益財団法人日本財団（以下、「日本財団」という。）に対し、助成事業完了報告書を提出した。

日本財団は、2019年11月18日、当協会に対し、事業①及び事業②に関する「監査結果のお知らせ」を送付し、既払助成金額と助成金確定額が同一であったと報告した。

- 2 日本財団は、2020年から2022年にかけて、事業③に関する監査を実施した。そして日本財団は、2022年6月29日、当協会に対し、事業③に関する「監査結果のお知らせ」を送付し、既払助成金額は49,490,000円である一方、助成金確定額が36,708,000円であったことから、差額12,782,000円を返還するよう求めた。

また日本財団は、上記監査結果をふまえ、事業①及び事業②についても再度監査を実施すると通達したことから、当協会は、監査へ任意に協力することとした。

当協会は、2022年7月8日、緊急理事会を開催し、今後の対応を協議した。その後、当協会は内部監査を実施し、適宜理事会及びコンプライアンス

ス委員会を開催し、社員総会にて経緯を当協会会員へ報告するなどして、上記差額を返金するべく対応を進めた。

当協会は、2022年12月20日、日本財団に対し、事業③にかかる12,782,000円を返還した。

- 3 日本財団は、2023年10月23日、当協会に対し「2016、2017、2018年度助成事業の一部取り消しについて」なる書面を送付し、事業③に関してだけでなく、事業①及び事業②についても支払を確認できない経費があったとして、当該経費について取り消し、事業①について9,797,000円、事業②について11,934,000円を返還するよう求めた。

また日本財団は、同日、HP上に「日本財団助成事業における不適切な会計処理について」というニュースを掲載し、当協会が人件費及び一部の業務委託費において執行されていない支出を事業費に計上し報告していたとして、上記返還を求めていることを公表した。

- 4 当協会は、2023年11月27日、理事会を開催し、事業①及び事業②に関する経費を返済するための特別委員会の設置を承認し、返済に関する具体策の検討を開始した。

その後当協会は、事業③だけでなく、事業①及び事業②に関しても経費を返還することを念頭に置き、適宜理事会を開催し、会員や関係各人への説明を行い、日本財団との連絡、交渉を継続した。

当協会は、2024年1月9日、日本財団に対し、事業①及び事業②に関して、取消対象となった経費を次のとおり分割して返還したいと願い出た。

- (1) 2024年3月末日限り 7,243,667円
- (2) 2025年3月末日限り 7,243,667円
- (3) 2026年3月末日限り 7,243,666円

- 5 日本財団は、2024年1月22日、当協会に対し「取り消しを決定した事業について」なる書面を送付し、取消対象とした費目及び理由について次のとおり通知した。

- (1) 人件費について

日々の業務内容こそ記録していたものの、人件費（給与・報酬）の支払根拠となる契約書がない、定款では役員は無報酬と定められている、具体的な支払はしておらず、人件費相当額を当該人員から寄付として受け取ったとして処理しているものの、寄付したことの根拠となる契約書がない。

- (2) 業務委託費について

実際に支払ったとされる金額と日本財団への報告に齟齬があり過大計上になっている、具体的な支出はしておらず、業務委託費相当額を当該委託先から寄付として受け取ったとして処理しているものの、寄付したことの根拠となる契約書がない。

(3) 上記各経費が取り消しに至った理由は、「実態があったとは認められず」、かつ、「執行していない(支払が行われていない)」ものについて、執行(支出)したものと虚偽の会計書類を作成し、日本財団に虚偽の報告をしたためである。

6 当協会は、日本財団からの第5項(1)乃至(3)の指摘は、いずれも事実であると認めた。

日本財団は、2024年1月23日、当協会からの前記第4項(1)乃至(3)返還期日の延期及び分納を承認した。

当協会は、今後、上記返還計画に従って経費を返還する予定である。

第2 日本財団の判断の妥当性、当協会の対応について

1 当協会の問題点は、主に次の3点であったと考えられる。

(1) 当協会に人件費や業務委託費の支払義務があったと認められる書証が一切ないこと。

(2) 当協会と支払先との間で、具体的な金銭の授受は一切ないこと。

(3) 支払先から人件費又は業務委託費相当額を寄付してもらったと認められる書証が一切ないこと。

2 改めて指摘するまでもないが、助成事業に関わる契約書類等は、事業完了日が属する会計年度の終了後、5年間保管しておく必要がある(日本財団の事業実施ガイドブック参照)。現に当協会は、日本財団から各年度の監査結果の通知を受ける度に、「助成事業の証拠書類は、今後の監査に備えて原本を適正に整理保管下さい」と繰り返し注意喚起されていた。

3 当協会としては、人件費を支払うためには、支払先との間で雇用契約書又は業務委託契約書等の契約書類を、また、支払先から寄付を受けるためには、贈与契約書を作成したうえ、これらを保管しておく必要があった。

ところが当協会は、これらの保管はおろか、作成すらしていなかったとのことであるから、当協会の主張にかかる金員の授受が認められないことは無理からぬところである。

それ故、日本財団の判断及び取消決定は妥当であると判断する。

当協会は、今後、助成事業に関わる契約書類等を全て作成し、実際に金員の授受を実施したうえ、これらを記録しておく必要がある。

4 本件における助成金額の上限は、事業費総額に補助率80%を掛けたものであり、事業者は20%相当額を自己負担しなければならない。

当協会による上記問題点が生じた一因は、自己負担金を捻出できなかったことにあると考えられる。事業の採否を決定する際、当該事業が当協会の事業規模に見合ったものであるか否かを個別具体的に検討したうえで、事業を実施する必要があったところ、本件では各事業年度の事業計画自体に無理があったものと強く推認される。

当協会は、今後、助成事業の選択及び計画について、予め慎重に吟味を重ねることが必須である。

- 5 日本財団は、助成金が助成事業に必要な経費として経済的かつ適正に使用されたかを確認する監査は、助成事業完了日から5年以内実施することとしている（日本財団の事業実施ガイドブック参照）。

当協会は、助成事業完了報告書の提出年月日に鑑み、少なくとも事業①は当初から、事業②についても途中から再監査に応じる義務まではなかったものとも考えられるところ、任意に再監査に協力した点は、事業者として誠実な対応であったと評価し得るものである。

また、事実経過を精査した結果、当協会が故意に助成金を横領したり着服した事実は認められなかった。

第3 今後について

当協会では、事業①乃至③に関して、決算修正を行う。

また、本職も参加するコンプライアンス委員会を適宜開催し、改善策・再発防止策をまとめたうえ、改めて報告する予定である。

以上